

練馬区告示第515号

練馬区立地区区民館条例（昭和53年7月練馬区条例第24号）第5条第2項の規定に基づき、館内清掃のため、練馬区立地区区民館を臨時に休館することとしたので、つぎのとおり告示する。

令和8年10月6日

練馬区長 吉 田 健 一

施 設 名	位 置	休 館 日
練馬区立豊玉北地区区民館	東京都練馬区豊玉北三丁目7番9号	令和9年1月10日（日）
練馬区立高松地区区民館	東京都練馬区高松三丁目24番27号	令和9年1月24日（日）
練馬区立桜台地区区民館	東京都練馬区桜台三丁目39番17号	令和9年1月31日（日）
練馬区立北町地区区民館	東京都練馬区北町二丁目26番1号	令和8年12月6日（日）
練馬区立早宮地区区民館	東京都練馬区早宮四丁目14番5号	令和8年11月29日（日）
練馬区立下石神井地区区民館	東京都練馬区下石神井六丁目8番15号	令和9年3月7日（日）
練馬区立氷川台地区区民館	東京都練馬区氷川台二丁目16番14号	令和9年2月14日（日）
練馬区立大泉学園地区区民館	東京都練馬区大泉学園町八丁目9番5号	令和9年2月6日（土）
練馬区立西大泉地区区民館	東京都練馬区西大泉五丁目3番32号	令和9年3月21日（日）
練馬区立春日町南地区区民館	東京都練馬区春日町五丁目20番25号	令和8年11月23日（月）